

令和 3 年度定例会議案

目 次

議案番号	議案件名	頁
議案第1号	相模川流域下水道事業連絡協議会役員の選任	1
議案第2号	令和2年度相模川流域下水道事業連絡協議会事業報告	2
議案第3号	令和3年度相模川流域下水道事業連絡協議会事業計画	7

議案第1号

相模川流域下水道事業連絡協議会役員の選任

規約第5条に定める役員の選任

会 長 1名

副会長 4名

※ 役員の任期

規約第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(略)

相模川流域下水道事業連絡協議会 令和3年度委員名簿

職 名	氏 名	備 考
神奈川県知事	黒岩祐治	(推薦) 会長
相模原市長	本村賢太郎	(推薦) 副会長
平塚市長	落合克宏	(推薦) 副会長
藤沢市長	鈴木恒夫	
茅ヶ崎市長	佐藤光	(推薦) 副会長
厚木市長	小林常良	(推薦) 副会長
伊勢原市長	高山松太郎	
海老名市長	内野優	
座間市長	佐藤弥斗	
綾瀬市長	古塩政由	
寒川町長	木村俊雄	
大磯町長	中崎久雄	
愛川町長	小野澤豊	
公益財団法人神奈川県 下水道公社理事長	中村正樹	
神奈川県総務局長 財政部	黒岩信	
神奈川県政策局長 自治振興部	高安賢昌	
神奈川県環境農政局長 環境部	加藤洋	
神奈川県県土整備局長 河川下水道部	池田一紀	

これまで会長については神奈川県知事に、副会長4名については、汚水量や処理場所在地等の関係から、相模原市長、平塚市長、茅ヶ崎市長、厚木市長に就任いただいていた。

協議会規約第5条にて、役員は委員の互選となっていますので、汚水量や処理場所在地等の関係から、同じ4市町に就任いただく案を河川下水道部長から提案します。なお、4市町については、内諾をいただいています。

議案第2号

令和2年度相模川流域下水道事業連絡協議会事業報告

1 協議会

(1) 定例会の開催

令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画等について審議（書面表決）

ア 月 日 令和2年8月13日

イ 報告事項

- ・ 平成30年度相模川流域下水道事業決算見込及び令和元年度相模川流域下水道事業予算について、了承された。

ウ 議 題

- ・ 令和元年度相模川流域下水道事業連絡協議会事業報告
 - ・ 令和2年度相模川流域下水道事業連絡協議会事業計画
- ※ 上記各議案については、原案どおり承認された。

(2) 臨時会の開催

「相模川流域下水道事業の設置・改築に関する費用負担の原則」の一部改正について審議（書面表決）

ア 月 日 令和3年3月10日

イ 議 題

- ・ 「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」の一部改正について
- ※ 上記議案については、原案どおり承認された。

2 幹事会

(1) 第1回幹事会の開催（書面表決）

ア 月 日 令和2年6月11日

イ 議 題

- ・ 令和2年度相模川流域下水道事業連絡協議会定例会議案について
- ・ 令和元年度相模川流域下水道事業決算見込及び令和2年度相模川流域下水道事業予算について

※ 上記各議案については、原案どおり承認された。

(2) 第2回幹事会の開催（書面表決）

「相模川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」の改正について

ア 月 日 令和3年2月24日

イ 報告事項

- ・ 「相模川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」の一部改正について、了承された。

ウ 議 題

- ・ 「相模川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」の一部改正

※ 上記議案については、原案どおり承認された。

3 専門分科会

(1) 経営専門分科会の開催

ア 令和2年度の活動総括

- ・建設費（建設給与費・事務費）について、新型コロナウイルス感染症拡大の市町の下水道事業への影響等を勘案して、令和3年度からの市町負担開始を見送り、継続協議とした。
- ・固定資産購入費について、維持管理事業のため下水道公社が購入する機器等は、全額市町建設負担金による負担とした。
- ・「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」について、市町意見照会等を行った（令和3年3月策定）。

イ 分科会の活動経過

第1回 令和2年8月18日 書面開催（意見照会）

- ・昨年度継続協議となった建設費（建設給与費・事務費）及び令和2年度内の策定を予定している「神奈川県流域下水道経営ビジョン」について、市町意見を書面で紹介し、令和2年10月2日に照会結果を各市町へ送付した。

第2回 令和2年10月16日 四之宮水再生センター 3階 大会議室

- ・建設費（給与費・事務費）について、県・市町負担の県案や第1回の意見照会結果について説明し、今後継続検討することとなった。
- ・固定資産購入費について、県・市町負担の県案を説明し、基本的事項について合意し、負担原則改正案は書面表決することとなった（書面表決で承認されたことについて、令和3年1月27日に通知）。

第3回 令和3年3月16日 書面開催

- ・流域下水道研修センターのあり方について県から報告し、今後、県及び処理場所在地にて整理を進め、適宜、経営専門分科会で報告等を行うこととなった。

(2) 水質等専門分科会の開催

ア 令和2年度の活動総括

- ・ 「事業場排水監視指導體制の強化対策の実行計画」に基づき、市町初任者向けの水質規制業務に関する動画の配布や、事業場向け研修を書面開催した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年度に予定していた事業場の立入検査が実施できなかつたため、令和3～4年度にかけて実施することとした。

イ 分科会の活動経過

第1回 令和2年9月11日 書面開催

- ・ 「事業場排水監視指導體制の強化対策の実行計画」に基づく、令和2年度の取組内容や役割分担などについて了承を得た。
- ・ 流域下水道事業場向け水質異常対策研修会（事業場向け研修会）について、書面開催に変更することについて了承を得た。

(3) 雨天時増水対策専門分科会の開催

ア 令和2年度の活動総括

- ・ 平成19年度に策定した「雨天時増水対策実行計画」に基づき、市町対策による浸入水目標削減量の進捗管理を行った。
- ・ また、浸入水対策を一層強化するため、貯留施設の設置等に関する検討を継続することとした。
- ・ 令和元年度の台風19号における浸入水の実態と運転管理への影響を共有するとともに、新たに「雨天時浸入水に係る鹿見堂排水路の溢水防止に関すること」を追加し、来年度から検討を開始することとした。

イ 分科会の活動経過

第1回 令和2年8月19日 書面開催

- ・ 令和元年東日本台風の際には、晴天時の5倍以上の流入があり、ピーク時には全ての市町で晴天時計画汚水量を上回る状況であったことを共有した。
- ・ 雨天時実行計画の見直しに向け、モデル地区内で実施した対策工の効果を検証することを報告し、令和3年度も引き続き詳細調査・対策工事を実施することについて合意した。
- ・ 市町が実施する雨天時増水対策の取組状況について、依然として削減達成率が低いことから、更なる雨天時浸入水の削減に取り組むことを共有するとともに、流域関連公共下水道における汚水貯留施設の整備に向けて、具体の検討を開始することについて合意した。
- ・ 雨天時増水対策実行計画に従い、現在の発生源対策に加え、ダム緊急放流に係る下水道情報伝達体制について、下水道の使用制限の要請があった場合、流域関連市町は、ホームページにより下水道使用制限の広報の実施を、令和2年9月1日から運用開始することとした。

第2回 令和3年3月23日 柳島水再生センター 3階 A会議室

- ・ 分科会の所掌事務に「雨天時浸入水に係る鹿見堂排水路の溢水防止に関すること」を追加し、鹿見堂排水路の溢水防止を平塚市とともに検討することについて合意した。

議案第3号

令和3年度相模川流域下水道事業連絡協議会事業計画

- 1 相模川流域下水道事業推進上の諸問題を総合的に審議するための協議会の開催
- 2 相模川流域下水道事業の諸問題を検討するための幹事会、専門分科会等の開催
 - (1) 経営専門分科会
 - ・ 継続協議となった建設費（建設給与費・事務費）について、継続協議となった令和4年度からの負担開始や負担範囲等について引き続き協議を行う。
 - ・ 持続可能な維持運営に向けて、「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」で示した、流域下水道の経営状況や経費負担等の見える化について、市町とともに推進するため、具体的な取組内容を検討する。
 - ・ 現行の維持管理計画「維持管理について」が令和3年度で最終年度となるが、令和3年3月に策定した「経営ビジョン」と重複する部分があるため、事務効率化の観点から内容等について見直しを検討する。
 - (2) 水質等専門分科会
 - ・ 処理場の施設・機能の保全や放流水の水質を守り、水質事故件数ゼロを目指すため、市町が行う事業場などへの立入検査や助言・指導の向上や、事業者の水質管理意識の向上に向けて検討する。
 - ・ 県・市町の役割や研修計画、事業場に対する指導等について定めた「事業場排水監視指導体制の強化対策の実行計画」に基づき、市町初任者向け研修などを実施するとともに、水質異常等の際に原因究明が可能となる監視体制を構築するための維持管理要綱の見直しについて検討する。
 - ・ 実行計画に基づき、事業場向け研修を実施するとともに、水質事故等が発生した際の公表の内容等について検討する。

(3) 雨天時増水対策専門分科会

- ・ 雨天時浸入水対策の強化に向け、モデル地区で実施している発生源対策の調査・対策が進んできたことから、効果検証をおこない、有効性について検証する。
- ・ 処理場の浸水等のリスク軽減に向け、貯留施設などの施設対策を検討する。
- ・ 新たに所掌事務に追加された「雨天時浸入水に係る鹿見堂排水路の溢水防止に関すること」について、今年度から対策方法などについて検討を開始する。

(4) その他

3 その他流域下水道事業の促進を図るために必要な事項